八尾市有価物集団回収奨励金交付要綱

制定 昭和55年9月25日 改正 昭和58年2月17日 改正 昭和63年3月29日 改正 平成 2年3月28日 改正 平成 9年9月 17日 改正 平成20年1月17日 改正 平成21年2月19日 改正 平成23年2月17日 改正 平成23年2月17日 改正 平成27年3月17日 改正 平成27年3月17日 改正 平成28年4月 1日 改正 平成28年4月 1日 改正 平成28年4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活に伴って排出される廃棄物のなかから再資源化できる有価物を集団回収する住民の団体に対して助成を行うことにより、ごみの減量、再生資源化を推進し、もって生活環境の保全を図ることを目的とする。

(奨励対象団体)

第2条 奨励金の交付対象は、八尾市内の町会、自治会、子供会、婦人会、老人会等営利 を目的としない八尾市在住の住民で構成される住民の団体とする。

(奨励の対象となる有価物)

第3条 奨励金の対象となる有価物は、八尾市内で発生する古紙類、布類、金属類とする。 ただし、事業活動に伴って発生する有価物は対象外とする。

(奨励金額)

第4条 奨励金の額は、前条に掲げる有価物1キログラムについて5円とする。なお、1 キログラム未満の端数があるときは、これを切り捨てた重量とする。

(登録及び登録内容の変更)

第5条 奨励金の交付を受ける団体は、八尾市有価物集団回収実施団体登録申込書(様式第1号)、回収場所等明細書(様式第2号)を市長に提出し、あらかじめ市に登録しなければならない。また、集団回収の実施にあたり登録内容に変更が生じた場合は、八尾市有価物集団回収実施団体登録変更届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第6条 奨励金の交付を申請する団体は、次の各号に掲げる集団回収を実施した期間に応じて、それぞれ当該各号に掲げる期日(ただし、掲げる日が八尾市の休日を定める条例第 1条第1項で掲げる日に該当する場合は、その翌日)までに、それぞれに定める申請書に

- より、市長に申請しなければならない。
 - (1) 4月から3月までの1年間 4月末日 八尾市有価物集団回収奨励金交付申請書「年間分」(様式第4号)
 - (2) 4月から9月までの半年間 10月末日 八尾市有価物集団回収奨励金交付申請書[前期分](様式第5号)
 - (3) 10月から3月までの半年間 4月末日 八尾市有価物集団回収奨励金交付申請書「後期分」(様式第6号)
- 2 前項の申請に際しては、回収業者が申請しようとする団体に対して発行する取引数量 を記載した仕切伝票(原本)、または計量票(写しでも可)を添付しなければならない。 また、団体にて自己搬入を行っている場合には搬入先が発行する取引数量を記載した仕切 伝票(原本)、または計量票(写しでも可)を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請は、第5条の規定により登録を受けた日以後に実施する集団 回収について、行うことができるものとする。

(交付)

第7条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該団体に対して、口座振替の方法により奨励金を交付するものとする。ただし、奨励金が交付される口座の名義は、当該団体の名称または代表者、もしくは会計責任者のものでなければならない。

(立入調査)

第8条 市長は、奨励金の交付の適正な執行を期するため、奨励金の交付を受けようとする団体に対して職員にその事務所等に立ち入らせ、書類等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付の決定の取消し)

第9条 市長は、奨励金の交付を受けた団体が、虚偽または不正の手段により奨励金の交付を受けたときは、交付額の決定の一部または全部を取り消すものとする。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(登録の抹消及び活動の引き継ぎ)

第11条 登録団体は、有価物集団回収を中止又は中止後に他の団体に活動を引き継ぐ場合には、速やかに八尾市有価物集団回収実施団体登録抹消届(様式第7号)を提出しなければならない。

(登録の取消)

第12条 市長は、登録団体が2年以上、奨励金の交付申請を行わない場合は、その登録を取り消すことができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附則

この要綱は、昭和55年9月25日から施行し、昭和55年7月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和58年2月17日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、昭和63年3月29日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成2年3月28日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成9年9月1日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年1月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年2月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年3月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙は、所要の調整の上、

この要綱による改正後の様式により作成した用紙として、令和5年11月30日まで使用することができる。

本市使用欄	団体ID	
-------	------	--

八尾市有価物集団回収実施団体登録申込書

年 月 日

(あて先) 八尾市長

実施団体名	
代表者氏名	
代表者住所	
代表者電話番号	
会計責任者氏名	
会計責任者電話番号	

八尾市有価物集団回収奨励金交付要綱第5条の規定により、次のとおり有価物集団回収実 施団体の登録を申請します。

実施地域	
構成世帯数	世帯(人)
回収日時	毎・隔 週・月 第1・2・3・4 曜日
四权口时	時から時までに出すこと。
	新聞・雑誌・段ボール・布類(ウェス)・スチール缶
回収品目	アルミ缶 ・ その他 ()
回収業者	
備考	

●書類等の送付先が代表者と異なる場合には御記入ください。

役職等	氏 名		
住所		電話番号	

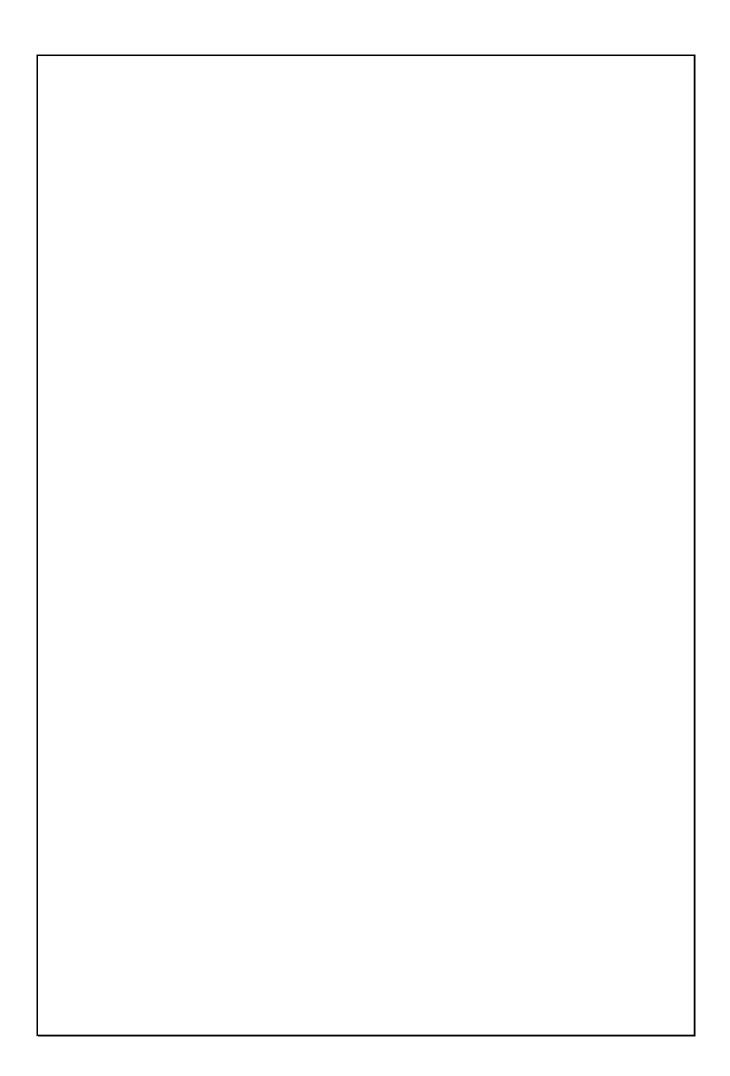
※申請時には、①団体の会則又は定款の写し及び②役員構成・組織図 又はこれに類する書類を添付してください。

	八尾市へ	、の市民からの問い合わせに	対して、回	回収日・場所	等、当団体の賃	集団回収に関する	情報((個人情報
チェック欄	* を除く)	、の市民からの問い合わせに を提供することについて、	承諾します	f .				

本市使用欄	団体ID	

回収場所等明細書

	年 月 日
実施団体名	
1. 回収ルール	(※新規登録時は、記入不要)
実施地域	
回収日時	毎・隔週・月第1・2・3・4曜日時から時までに出すこと。
回収品目 ○を付けてください	新聞・雑誌・段ボール・布類(ウエス)・スチール缶・アルミ缶・その他()
備 考 (その他のルール)	
()	該当する場所に○をつけてください。(以下の欄に地図を添付してください。) 普段の集積場(各自宅前、ステーション)と同じ 実施団体が定める場所
雨天時の回収	有 • 無
回収業者①	
回収業者②	※複数の回収業者を利用している場合には、回収業者②も記入
い場合は裏面や別	確認できる程度の縮尺の地図を添付、または記入してください。枠内に収まらな 紙をご利用ください。 収日時、回収品目、回収業者等が異なる場合についても、その内容を記入してく



八尾市有価物集団回収実施団体登録変更届

年 月 日

(あて先) 八尾市長

実施団体名	
代表者氏名	
代表者住所	
代表者電話番号	

年 月 日付けで次のとおり変更しましたので、八尾市有価物集団回収奨励金交付要綱第5条の規定により届け出ます。

※変更があった項目のみ記入してください。

1. 実施団体に関する内容

変	更事項	変更前	変更後
実施	 団 体 名		
代	氏 名		
表	住 所		
者	電話番号		
会計責	氏 名		
任者	電話番号		

- ※ 実施団体名に変更がある場合には、団体の会則又は定款の写しを添付してください。
- ※ 代表者、会計責任者に変更がある場合には、役員構成・組織図 又はこれに類する書類を添付してく ださい。

2. 回収に関する変更事項

変更事項に「有」がある場合には、「様式第2号 回収場所等明細書」も提出してください。

実施地域又は回収場所	有 • 無	回収日時	有 • 無
回収品目	有 • 無	回収業者	有 · 無

本市使用欄	団体ID	
/T-114 [X/13 [M]		

年

月

八尾市有価物集団回収奨励金交付申請書 [年間分]

(あて先) 八尾市長

実施団体名

代表者氏名

(EJI)

日

代表者住所 八尾市

電話番号

八尾市有価物集団回収奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり奨励金の交付を申請します。

1 有価物集団回収明細

· 'H IM 777	未凹凹似明	MH							
月別	新聞	雑誌	段ボール	布類(ウエス)	アルミ缶	スチール缶	()	()	本市 使用欄
4月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
5月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
6月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
7月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
8月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
9月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
10月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
11月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
12月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
1月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
2月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
3月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	

※1キログラム未満ついては、切り捨てて記入してください。

2 回収業者又は搬入先

上記、回収量について相違ありません。

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名 又は 代表者氏名

電 話 番 号

 \bigcirc

3 奨励金振込先

振込先			銀行・信金・作	言組・農協	(*	·店•		支店	(店))
預金種別	普	通 •	当座	口座番号					
口座名義	フリガナ								

4 申請内容についての連絡先

氏名			
住所	八尾市	電話番号	

※審査結果(本市使用欄)

回収量 合計	奨励金 決定額
kg	Д

本市使用欄	団体ID	

年

八尾市有価物集団回収奨励金交付申請書 [前期分]

(あて先) 八尾市長

実施団体名

代表者氏名

(EII)

日

月

代表者住所

八尾市

電話番号

八尾市有価物集団回収奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり奨励金の交付を申請します。

1 有価物集団回収明細

. 13 12 173	未因因认为								
月別	新聞	雑誌	段ボール	布類(ウエス)	アルミ缶	スチール缶	()	()	本市 使用欄
4月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
5月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
6月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
7月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
8月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
9月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	

※1キログラム未満ついては、切り捨てて記入してください。

2 回収業者又は搬入先

上記、回収量について相違ありません。

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名 又は 代表者氏名

電 話 番 号

 \bigcirc

3 奨励金振込先

預金種別 普通・ 当座 口座番号	
フリガナ 口座名義	

4 申請内容についての連絡先

. I MIST A	HI C C C ALTHUD		
氏名			
住所	八尾市	電話番号	

※審査結果(本市使用欄)

回収量 合計	奨励金 決定額
kg	Д

本市使用欄	団体ID	

年

月

(EII)

日

八尾市有価物集団回収奨励金交付申請書 [後期分]

(あて先) 八尾市長

実施団体名

代表者氏名

印

代表者住所 八尾市

電話番号

八尾市有価物集団回収奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり奨励金の交付を申請します。

1 有価物集団回収明細

13 100 173	未因因认为								
月別	新聞	雑誌	段ボール	布類(ウエス)	アルミ缶	スチール缶	()	()	本市 使用欄
10月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
11月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
12月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
1月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
2月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	
3月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	

※1キログラム未満ついては、切り捨てて記入してください。

2 回収業者又は搬入先

上記、回収量について相違ありません。

住所又は事務所所在地

商号又は名称

氏名 又は 代表者氏名

電 話 番 号

3 奨励金振込先

振込先 銀行・信金・	銀行・信金・信組・農協 (本店・ 支店(店))						(店))	
預金種別 普通 ・ 当座	口座番号							
フリガナ 口座名義								

4 申請内容についての連絡先

氏名			
住所	八尾市	電話番号	

※審査結果(本市使用欄)

回収量 合計	奨励金 決定額
kg	Д

本市使用欄	団体ID	
/T-113 [X/11] [M	[1] T. I.D.	

八尾市有価物集団回収実施団体登録抹消届

年 月 日

(あて先) 八尾市長

団 体 名	
代表者氏名	
代表者住所	
代表者電話番号	

八尾市有価物集団回収報償金交付要綱第11条の規定により、以下のとおり登録の抹消を届け出ます。

登録抹消年月日	年 月 日
登録抹消の理由	 団体が解散したため 協力世帯が減少したため(回収量の減少を含む) その他()

●登録抹消後、他の団体に活動を引き継ぐ場合には、ご記入ください。

引	き継ぎ時期	年	月	日	
引	団体名				
き	代表者氏名				
継ぎ	代表者住所				
先	代表者電話番号				
	備考				

- ※ 登録抹消前の回収分を引き継ぎ先にて交付申請する場合には、<u>双方の団体における引き</u> 継ぐ事実が確認できる書類(契約書や総会の議事録の写し等)</u>を添付してください。
- ※ 引き継ぎ先の団体が未登録の場合には、引き継ぎ先の団体にて「八尾市有価物集団回収 実施団体登録申請書」(様式第1号)及び「回収場所等明細書」(様式第2号)の提出 が必要になります。